

平成21年度から制度が拡充されます

わが家の耐震診断・耐震改修

昭和56年5月以前に建てられた家にお住まいの方へ



- 阪神・淡路大震災では、家屋・家具等の倒壊により多くの尊い命が奪われました
- 大きな被害を受けた建物のほとんどは、昭和56年5月以前に建築された木造住宅でした
- いつ大きな地震が起きても大丈夫のように、耐震改修して住宅を補強しておくことが大切です

①「簡易耐震診断」を申し込んでください



市町が診断員を派遣します

- 木造戸建住宅の場合 3,000 円を負担していただきます (無料の市町もあります)
- 条件により対象とならない住宅があります [お問い合わせは 市役所・町役場の担当課まで]

① 診断員が住宅の耐震性を評価

木造戸建住宅の場合

評点 1.0 未満 → 危険 1.0 以上 → 安全

0.7 未満	0.7 以上 1.0 未満
危険	やや危険

②「耐震改修工事」を検討してください



②-1 耐震改修の計画策定

評点1.0以上となるように補強計画を策定

平成21年度から追加
計画策定不要

一般型	部分改修型
住宅全体の工事	屋根のみ、又は一階のみの工事

②-2 耐震改修の工事

県が計画策定と工事にかかる費用の一部を補助します (平成21年度から、工事に対する補助に最大20万円が加算されます)

- 詳しくは裏面をご覧ください [お問い合わせは 県庁建築指導課 078-362-4340 まで]

平成21年3月 兵庫県・県内市町

「わが家の耐震改修促進事業」について

次の2つの補助メニューがあります。

1. 住宅耐震改修計画策定費補助

(1) 対象となる方

兵庫県内に対象となる住宅を所有し、耐震改修工事を意図される方（個人、法人でも可）。

(2) 対象となる住宅

下記の条件をすべて満たす住宅で、共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含まれます。

- ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- イ 違反建築物でないもの
- ウ 耐震診断の結果、下記の条件を満たすもの

区分		耐震基準
木造住宅		総合評点 1.0 未満
非木造住宅	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（1次診断）	構造耐震指標（I _s ）が 0.8 未満
	上記以外	構造耐震指標（I _s ）が 0.6 未満

(3) 対象となる費用

安全性を確保するための耐震改修計画の策定とそれに伴う耐震診断に要する費用

(4) 補助金額

補助対象となる費用の3分の2以内とし、戸建住宅は20万円、共同住宅は12万円／戸に戸数を乗じた額を限度とします。

2. 住宅耐震改修工事費補助

(1) 対象となる方

兵庫県内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円（給与収入のみの場合は、給与収入が14,421,053円）以下の県民の方（個人）。

(2) 対象となる住宅

住宅耐震改修計画策定費補助と同様です。

(3) 対象となる費用

① 安全性を確保するための、次の工事（附帯工事を含む）に要する費用

- ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強
- イ 屋根の軽量化
- ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強

② 耐震診断で評点が0.7以上の木造戸建住宅において実施する次のいずれかの部分改修型工事に要する費用（平成21年度～）

- ア 「非常に重い屋根」を「重い屋根」又は「軽い屋根」へ葺き替える屋根の軽量化工事
- イ 一階四隅（出隅部）への耐力壁設置工事
- ウ 一階出隅部の柱頭、柱脚における金物等による接合部補強工事

③ 居室耐震型（シェルター型）工事に要する費用

(4) 補助金額

補助対象となる費用の4分の1以内とし、戸建住宅は60万円、共同住宅は20万円／戸に戸数を乗じた額を限度とします。

(5) 補助金額の加算（平成21～23年度）

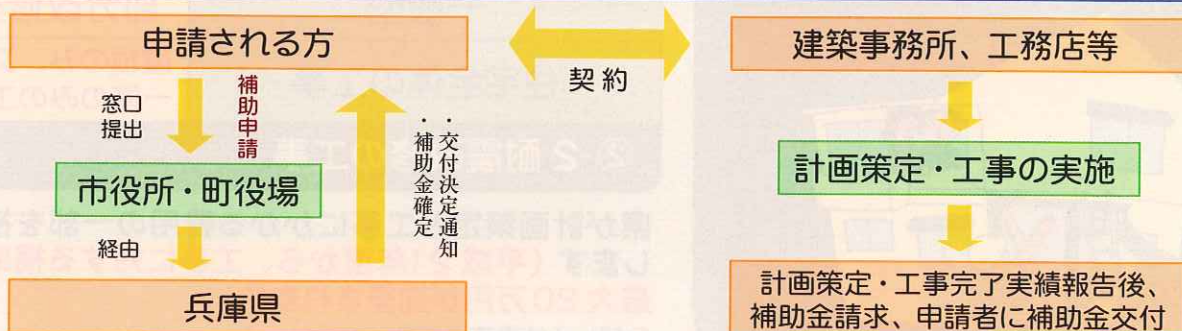
補助対象となる費用の4分の1以内、かつ、戸建住宅・共同住宅とも戸当たり20万円を上限に補助金額を加算します。

※兵庫県住宅再建共済制度に加入されている方または加入される方が対象となります。

※さらに補助金額を加算している市町があります。詳しくは市役所等におたずね下さい。

※工事費補助を受けた場合は、所得税の特別控除、固定資産税の減額措置もあります。

○ 申請手続きの流れ（契約前に補助申請を）



※交付決定通知を受ける前に契約しないで下さい！ 改修計画策定費・工事費とも同様です。